令和６年度　学校安全全体計画

大村市立中央小学校

安全教育に関する法令等

○日本国憲法
○教育基本法
○学習指導要領総則
　「安全に関する指導」
○学校保健法
○県・市教育方針

学校の教育目標

進んで学び、心豊かで
たくましく生きる
児童の育成

学校の現状

○保護者や地域が学校の教育活動に関心が高く協力的である。安全指導に関する期待も高い。
○大村市のほぼ中心部にあり、陸上自衛隊に隣接している。
○国道34号線や大村インターに近く、日常の交通量が多い。

安全教育の目標

・児童の危険回避能力や行動選択能力の向上を目指し、地域社会の中で自他の安全に目を向け、交通のマナーなど他人への心配りができる資質や能力を育てる。

目指す児童像

○安全の維持・向上に努力できる児童
○地域の中でも自他の安全に目を向け、他人への優しい行動ができる児童

育てようとする資質や能力及び態度

○安全に対する理解を深め、状況に応じた適切な危険回避の意思を決定し、自らの身を守る行動を選択する力
○PTA行事や地域行事に積極的に参加しようとする態度

安全教育の目標を実現するための基本方針

○「毎月の生活目標」を中心とした指導を児童会や特別活動の時間を活用して行う。
○研修会や連絡会で必要な情報の共有化を図り、教職員の安全教育に関する理解を深める。
○健全協、子ども会、大村警察署などと連携して危険を予測して回避する能力を高め、地域に貢献する態度を養う。

安全学習及び安全指導の指導方針など

生活安全

○安全な廊下歩行や休み時間の約束について理解させ、校内での安全な過ごし方ができるようにする。
○防犯ブザーの定期的な確認や、集団での歩き方の指導を行い、安全な登下校ができるようにする。

交通安全

○自転車に関する基本的交通法規を理解させ、安全に走行できるようにする。
○道路での交通法規や集団での歩行の仕方を理解させ、道路事情に応じた安全な通学の仕方ができるようにする。

災害安全

○火災避難、地震避難不審者対応避難を想定した指導を行い、安全第一に避難ができるようにする。

各学年の指導方針

【低学年】
○安全に関する基本的知識を得る。
○地域の人々との交流を通して、地域社会の一員としての自覚を持たせる。

【中学年】
○安全に関する知識を活用する。
○地域社会で自他の安全を意識した行動ができるようにする。

【高学年】
○安全に関する知識や体験を日常の中で深める。
○地域社会で、自他の安全や他人への配慮もできるようにする。

関係する教科

【関係教科】
○学習活動における事故防止の指導や緊急時の約束を確認する。

【朝の会・帰りの会・給食】
○日常的な安全指導を行い、安全・安心に学校生活を送る生活態度を育成する。

【委員会活動・児童会活動】
○自他ともに安全・安心な行動がとれるように、委員会の特色に応じた安全指導を徹底する。

安全管理との関連

生活や行動等の安全管理（対人管理）

○毎月、校内生活や登下校に関することを中心に学級で指導を徹底する。
○連絡会を通じて、担任、専科、栄養士、養護教諭などとの情報の共有に努める。
○生活指導部を中心に指導を徹底する場を設ける。

学校環境（対物管理）

【安全点検】
○月に一回、校内設備や校庭遊具の安全点検を行い、環境の整備に努める。
【日常点検】
○事故防止の観点から、授業や学校行事などの際は事前に安全点検を行う。
○水泳指導時は、排水溝の蓋や緊急電話、AEDの有無を必ず確認する。

事件・事故や災害発生時の危機管理

○危機管理マニュアルを活用し、迅速な報告と的確な初期対応を行う。
○災害発生時における保護者との連絡手段及び児童の引き渡し方法を確立する。
○近隣関係諸機関と綿密な連絡、情報交換をし、適切な対応を行う。

教職員の校内研修

○危機管理マニュアルの確認する。
○プールの安全指導・管理を行う。
○避難訓練における安全確保に関して共通理解を行う。

推進組織及び評価

○生活指導部（校内生活・校外生活・交通安全・防災・避難訓練・特別行事・保健指導）において細分担する。
○評価は、学期ごとに行い、改善に生かす。

家庭・地域・関係機関との連携

○PTA、町内会、学校保健委員会を通じての啓発運動を行う。
○警察署、スクールサポーター、消防署等との連携する。